

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第14条関係） 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者 （1）日当 ア～ウ [略] エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,700円</u> 以内 オ [略] カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>27,000円</u> 以内 （2）・（3） [略] 2 [略]	別表第2（第14条関係） 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者 （1）日当 ア～ウ [略] エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,800円</u> 以内 オ [略] カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>28,200円</u> 以内 （2）・（3） [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和2年4月1日から適用する。